

村山市環境基本計画（第2次）

平成30年3月

村山市

はじめに

近年、世界中で異常気象による災害が頻発しております。大きな気象変動は人間の生活に大きな影響をもたらします。この気象変動の一因となっているのといわれているのが地球の温暖化です。私たちは地球温暖化の進行を止めるために、最大限の努力をしなければなりません。地球を美しいまま次世代に引継ぐことは、私たちの課せられた当然の責務であります。

こうしたなか、市では、平成 18 年 12 月に環境基本条例を制定し、その条例に基づく環境基本計画を策定し環境保全の施策を展開してきました。

その結果、個々の環境意識が高まり、環境保全に取り組む生活やまちづくりを実践してきたところです。しかしながら、社会情勢の急激な変化等により、新たな取り組むべき課題が出てきています。

この第 2 次環境基本計画は、さらなる環境意識の向上を図り、新たな環境保全の課題に向き合い、暮らしやすい村山市の実現を目指すものであります。

引き続き、本計画達成に向けまして市民、事業者の皆様には積極的な取り組み、参加をお願いいたします。

平成 30 年 3 月

村山市長 志 布 隆 夫

目 次

I. 計画の基本的事項	
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の役割.....	2
4. 目標年度	3
5. 対象地域	3
6. 対象とする環境の範囲.....	3
7. 市民、事業者、市の役割.....	3
8. 計画の構成.....	4
II. 望ましい環境像と基本目標	
1. 望ましい環境像	6
2. 基本目標	7
III. 環境保全施策	
1. 施策の体系.....	9
2. 施策の展開.....	10
基本目標 1 安心して良好な生活環境を大切にするまちづくり	10
基本目標 2 多様な自然を承継するまちづくり	13
基本目標 3 地球環境保全に積極的に取り組むまちづくり	16
基本目標 4 持続的に発展していくまちづくり	19
基本目標 5 環境意識を高めていくまちづくり	22
IV. 主体別環境配慮指針	
1. 市民の環境配慮指針	25
2. 事業者の環境配慮指針.....	26
3. 市の環境配慮指針.....	28
V. 計画の進行管理	
1. 計画の推進体制	31
2. 環境経営システムによる進行管理	32
VI. 村山市の環境特性と課題	
1. 市の概況	33
(1) 位置、地勢.....	33
(2) 沿革	33
(3) 人口・世帯数.....	34
(4) 産業	35
(5) 観光	36
(6) 市の木、市の花	36

(7) Enes むらやま	36
2. 自然環境の保全	36
(1) 地質、地形	36
(2) 気候	37
(3) 植物	37
(4) 動物	37
(5) 山形県里山環境保全地域「河島山」	37
3. 歴史環境	39
(1) 文化財	39
4. 大気環境の保全	40
(1) 大気汚染物質対策	40
(2) 騒音振動防止対策	41
(3) 悪臭防止対策	42
(4) オゾン層の保護	43
5. 水環境・水資源の保全	43
(1) 水質保全対策	43
(2) 生活排水対策	44
6. 土壌環境・地盤環境の保全	45
(1) 土壌汚染	45
(2) 地盤沈下	45
7. 廃棄物	45
(1) 廃棄物処理	45
(2) 不法投棄	46
8. 再生可能エネルギー	47
VII. 資料	
1. 村山市環境基本条例	49
2. 用語集	51

I . 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

村山市は、東に「甕岳」、西に「葉山」、中央に母なる川「最上川」が雄大に流れ、その周辺には田園が広がる、四季の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれています。そして今日まで、先人たちがこの自然環境と共生し、歴史と伝統を築き上げてきました。

しかし、人類がより高度な利便性や物質的豊かさを追い求めたことが、一方では大量生産、大量消費の社会と大量の廃棄物を生み出し、さらには地球温暖化などといった新たな環境問題を生じさせ、地球環境にも影響を与える一因となっています。

私たちは、現在及び将来において健康で文化的な生活を営むため、環境を良好な状態で保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

このような考えのもとに、私たち村山市民は、地球市民であるという自覚を持ち、これからは人と自然が共生していけるよう、市民、事業者、市が協働して、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す必要があります。

(2) 計画策定の目的

多種多様な環境問題に的確に対応し、健康で文化的な生活を営むため、市民、事業者、市が協働して行う総合的な環境施策の実施が必要です。

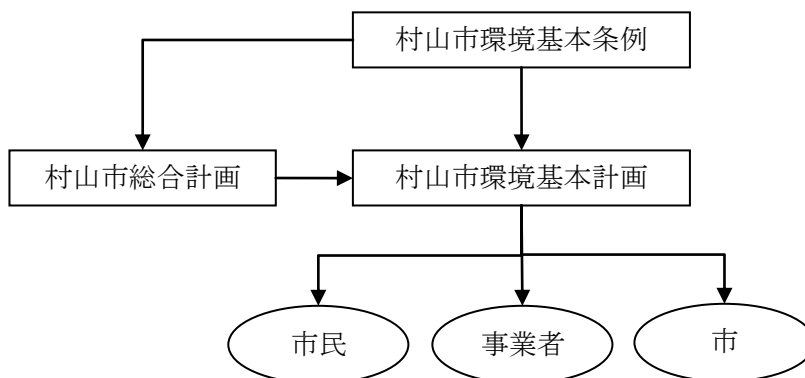
「村山市環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）は、環境の保全と創生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

(3) 計画策定の基本的な視点

施策の総合性	環境資源の適正管理の視点に立って、すべての施策相互間の有機的な連携及び環境施策の総合化、体系化を図ることを目指します。
科学的な予見性	長期的な視野に立って、科学技術の進歩や社会経済の動向等を的確に把握し、新たな環境問題に事前に対応できる環境施策の展開を目指します。
生態系への配慮	経済活動及び生活行動において、自然の循環的機能に配慮し、身近な緑や生態系の保全、市域における水環境構造の保全及び再生等を目指します。
地球環境への配慮	地球市民の視点に立って、都市構造や経済活動、生活様式等を見直し、足元から環境配慮に取り組むなど、地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市の形成を目指します。
市民の参画と協働	市、市民及び事業者は、市民自治の視点に立って、それぞれの立場や地域で主体的な環境づくりに取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、村山市環境基本条例第 8 条に示される「環境の保全と創生に関する長期的な目標及び施策の大綱」を定めた本市の環境面でのマスタープランに位置づけられるものです。



3. 計画の役割

本計画は、良好な環境の保全及び創生を目指す総合的な環境行政制度の中心として位置付けられ、環境行政の基本指針であるとともに、市民や事業者の環境面に係る指針ともなるものです。本計画では、次の事項を明らかにします。

環境に係る他の個別計画の上位に位置付けられるとともに、村山市総合計画を環境面から支援していきます。
総合的な視点から環境に関する要素を幅広くとらえ、長期的な展望に立った望ましい環境像を示します。
望ましい環境像の実現に必要な目標及び施策の体系を示すとともに、可能な限りそれらの達成度を測る指標を示します。
計画推進の主体となる、市民、事業者及び市の各々の役割並びに環境資源を利用するに当たっての環境配慮事項を示します。

4. 目標年度

本計画の対象期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とし、5 年後を目途として、計画全体の見直しを行います。

5. 対象地域

計画が対象とする地域は、地球環境も視野に入れた村山市全域とします。

6. 対象とする環境の範囲

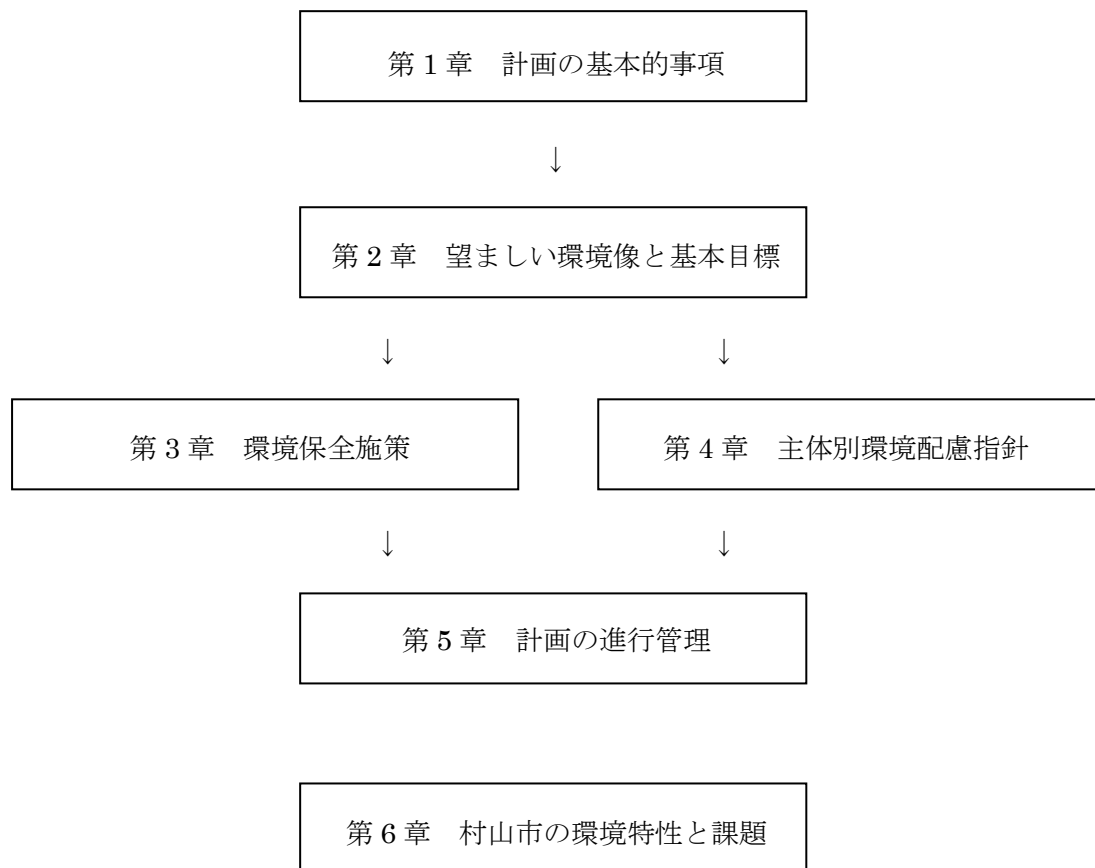
自然環境	地形、地質・土壌、水系、気象、植物、動物、自然景観等
歴史環境	文化財、歴史的風土等
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、廃棄物、身近な緑、身近な水辺、身近な景観等
地球環境	地球温暖化、オゾン層、酸性雨(雪)等

7. 市民、事業者、市の役割

計画の推進に当たっては、市民、事業者及び市がそれぞれ次の役割を果たしていくことが必要です。

市民	良好な環境の保全及び創生に主体的に取り組み、自らの生活行動によって環境をそこなうことがないように努め、計画の推進に参画し協力します。
事業者	自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止はもとより良好な環境の保全及び創生に努め、計画の推進に協力します。
市	すべての施策事業を推進するに当たって、環境政策を基底として、環境への影響に配慮し、全庁あげて計画の実現に取り組みます。

8. 計画の構成



Ⅱ. 望ましい環境像と基本目標

望ましい環境像

「豊かな自然環境と共生する 循環のまち 村山市」



基本目標

【基本目標 1】

安心で良好な生活環境を大切にするまちづくり

【基本目標 2】

多様な自然を承継するまちづくり

【基本目標 3】

地球環境保全に積極的に取り組むまちづくり

【基本目標 4】

持続的に発展していくまちづくり

【基本目標 5】

環境意識を高めていくまちづくり

1. 望ましい環境像

【村山市の環境特性】

私たちの村山市は、山形県の中央に位置し、甑岳や葉山に囲まれ、中央に母なる川「最上川」が流れ、その周辺には田園が広がる、緑豊かな自然環境に恵まれています。



【私たちが果たすべき役割】

村山市環境基本条例の基本理念を受けて現代に生きる私たちは、先人から受け継がれてきた自然環境と共生し、歴史と伝統を守り続けるために、大量消費・大量廃棄型の生活様式から環境負荷の少ない循環型社会へ転換し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。



【村山市の環境と地球環境の保全に向けて】

私たち村山市民は、現在及び将来において健康で文化的な生活を営むため、地球市民であるという自覚を持ちながら、これからも人と自然が共生していくことを目指して、村山市環境基本計画の望ましい環境像を次のように定めます。



【望ましい環境像】

「豊かな自然環境と共生する 循環のまち 村山市」

2. 基本目標

環境にやさしい村山市の実現に向けて、次の5つの基本目標に基づく施策を展開していきます。

【基本目標1】 安心で良好な生活環境を大切にするまちづくり

安心で良好に暮らせるまちを実現するために、河川等の水質保全対策や生活排水対策を推進し、水環境の保全に努めます。不適切な野焼きを防止し、快適で安全な大気環境の保全に努めます。

騒音、振動、悪臭、その他の環境保全上の課題に対しても、関係機関と連携しながら、適切な生活環境の保全を図ります。

【基本目標2】 多様な自然を承継するまちづくり

本市の自然環境を保全し、絶滅危惧種や貴重な動植物の保護・保全と野生鳥獣の適切な保護管理に努めるとともに、農林業への被害防止に努めます。水資源保全地域の指定など、県と連携しながら水資源の保全を図ります。美しい森林景観、自然景観、田園景観、市街地景観を守り、村山市らしい景観を次世代に継承していきます。

【基本目標3】 地球環境保全に積極的に取り組むまちづくり

地球温暖化対策地域推進計画を総合的に推進していきます。私たちの暮らしを地球環境にやさしいスタイルへ変えていくことで、環境への負荷を減らします。大量消費・大量廃棄型の暮らしを見直し、省資源・省エネルギー型の地球にやさしいスタイルに転換することで、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの発生を抑制します。森林を整備、管理し、植樹や緑化運動を通じてCO₂の吸収源対策を進めます。

【基本目標 4】 持続的に発展していくまちづくり

廃棄物の発生を抑制し、資源の再利用や再生利用を行う 3 R^(*)を推進し、資源循環型の社会を目指します。

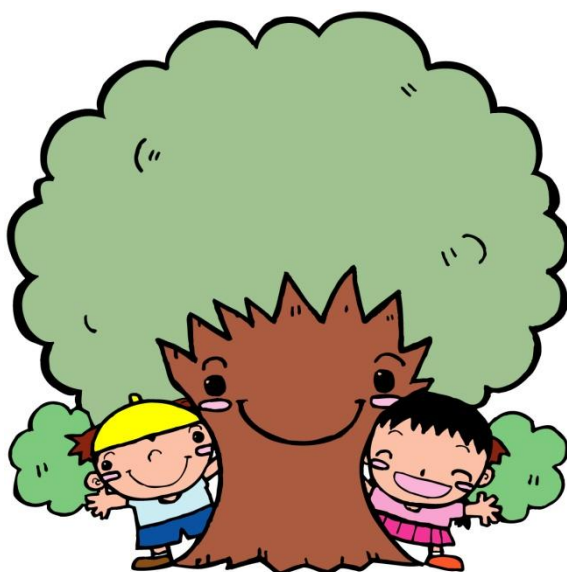
ポイ捨てなど身近な散乱ごみの問題や森林、河川等への不法投棄防止について市民への啓発を図り、対策を強化します。

本市が持続的に発展するために、本市の豊かな自然の恵みを活かし、太陽光、雪、バイオマス^(*)、温泉熱等の資源を有効に活用していきます。

【基本目標 5】 環境意識を高めていくまちづくり

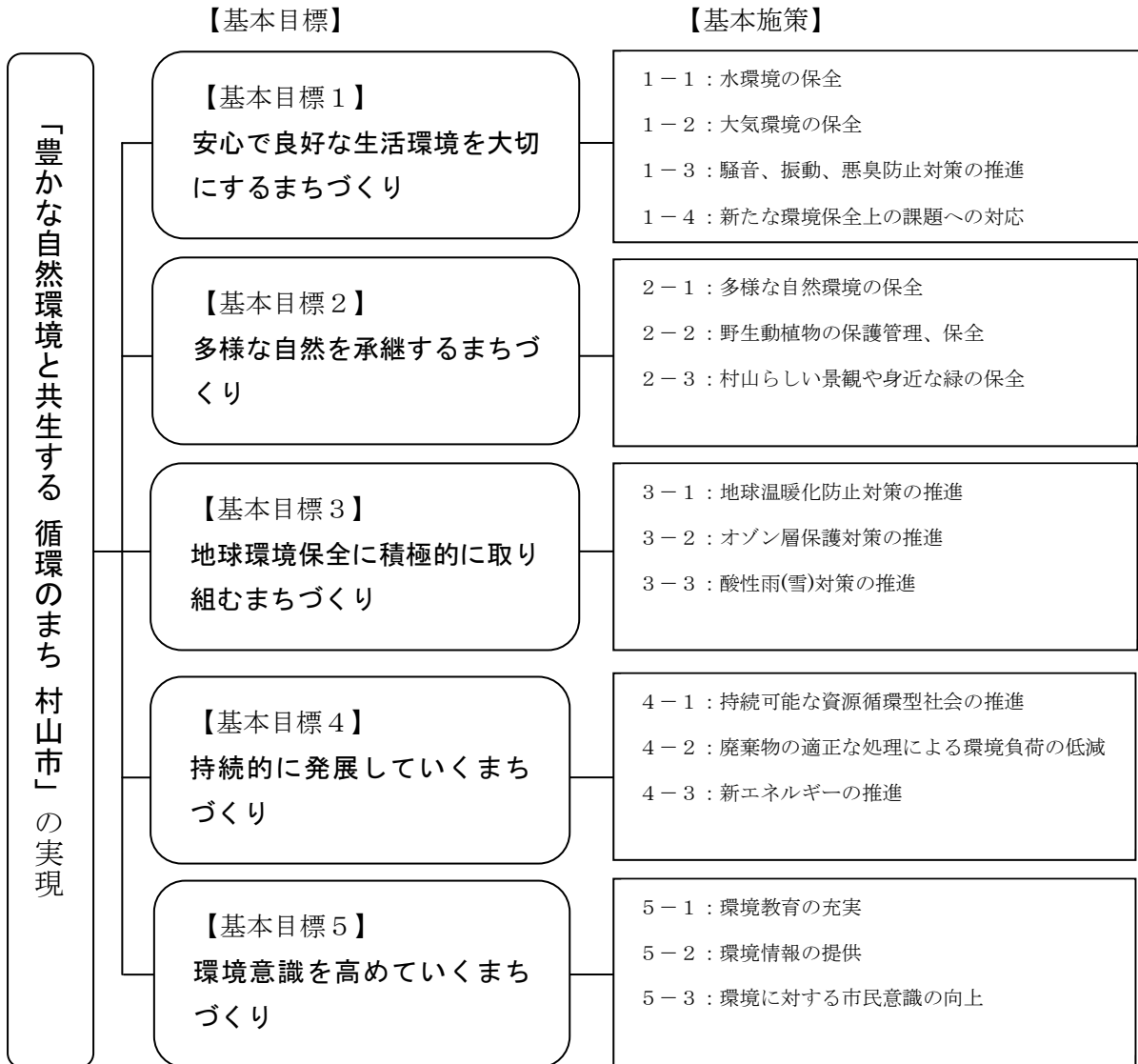
市民の環境意識を高めるため、幅広い年代を対象とした環境学習・環境教育の取り組みを進めます。環境保全団体や山形県地球温暖化防止活動推進員、各地域の環境部会と協働で、市民が積極的に参加できる仕組みづくり、環境保全の体制づくりを進めていきます。

むらやま徳内まつりなどのイベントは、ごみのないイベントにして、市民はもとより、市外への環境への取組みをアピールして、環境意識の向上を図ります。



III. 環境保全施策

1. 施策の体系



2. 施策の展開

基本目標 1 安心して良好な生活環境を大切にするまちづくり

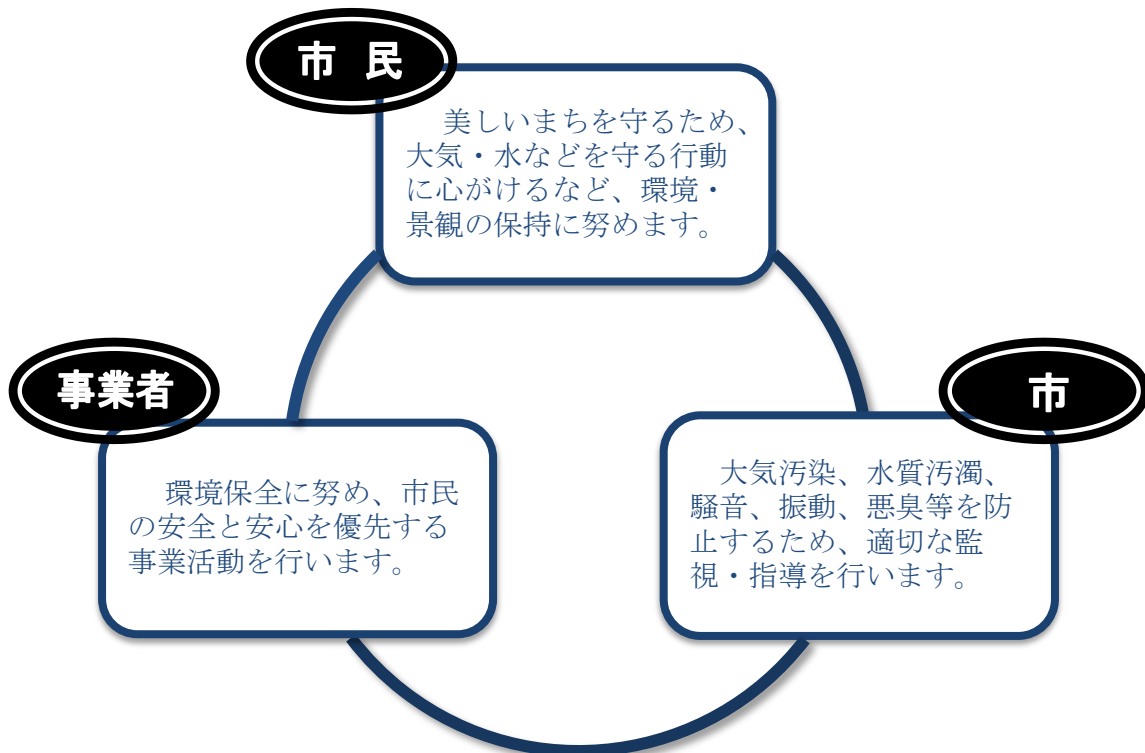
【基本施策】

- ・ 1-1 : 水環境の保全
- ・ 1-2 : 大気環境の保全
- ・ 1-3 : 騒音、振動、悪臭防止対策の推進
- ・ 1-4 : 新たな環境保全上の課題への対応

【環境指標】

- ・ 公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水の整備を進め、市内総人口に対する生活排水処理率を **79.0%から90%**にする。
- ・ 水環境における環境基準を達成、維持する。
- ・ 大気環境における環境基準を達成、維持する。
- ・ 騒音環境における環境基準を達成、維持する。
- ・ 悪臭環境における規制基準を遵守する。

【主体別役割】



【基本施策の内容】

1-1：水環境の保全

① 河川や湖沼等の水質保全対策の推進

○大沢川・大旦川の水質を向上させ、清らかな富並川・樽石川の環境を守るため継続的に水質調査を行い、美しく豊かな水環境を維持していきます。

○農地からの水質汚濁負荷を軽減するため、農薬や化学肥料を適正に使用し、また使用量を削減していく取り組みを進めていきます。

○灯油流出事故の減少と未然防止のため、関係機関と連携し周知広報を強化していきます。

② 生活排水対策の推進

○市内全域の生活排水の処理率向上を目指し、地域の状況やニーズに合った水洗化を進めていきます。

○公共下水道・農業集落排水の普及及び速やかな接続の推進を、関係機関と連携して進めていきます。

○合併処理浄化槽設置助成事業等を行い、下水道等供用開始区域外における合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理を、関係機関と連携して進めていきます。

○工場・事業所からの汚水流出防止及び排水規制などの対策について、県と連携しながら適正な監視・指導を行っていきます。

③ 水の循環活用、有効利用の推進

○雨水の中水利用や地下浸透の促進、地下水の適正利用など、市民、事業所、市で水の循環活用や有効利用が推進されるよう必要な啓発活動に努めます。

④ 水と水辺をきれいにする意識の向上

○市内河川一斉清掃を市民と協働して行い、美しく豊かな自然環境と共生した心地よい暮らしを実現していきます。

○ボランティアによる河川清掃など、市民が主体的に取り組む活動を支援し水と水辺をきれいにする意識と行動を高めていくよう啓発を進めていきます。

1-2: 大気環境の保全

① 大気汚染対策の推進

- 安心して暮らすことのできる大気環境を保全するため、県と連携を図りながら大気汚染防止法や県条例に基づく監視・指導を行っていきます。
- 不法な野焼きや近隣住民へ迷惑となる野焼きを行わないなど、廃棄物の適正処理を進めていきます。

1-3: 騒音、振動、悪臭防止対策の推進

① 騒音、振動、悪臭防止対策の推進

- 騒音、振動、悪臭に対する適切な規制、指導などの対策を、県と連携しながら推進していきます。
- 住民の被害感により合致した規制を行うため、臭気指数による規制基準の導入を検討します。

1-4: 新たな環境保全上の課題への対応

① 新たな環境保全上の課題への対応

- 光化学スモッグ、微小粒子状物質（PM2.5）等、新たな汚染物質に対し、県と連携を図り、高濃度となった場合の市民への注意喚起体制の整備を進めていきます。



基本目標 2 多様な自然を承継するまちづくり

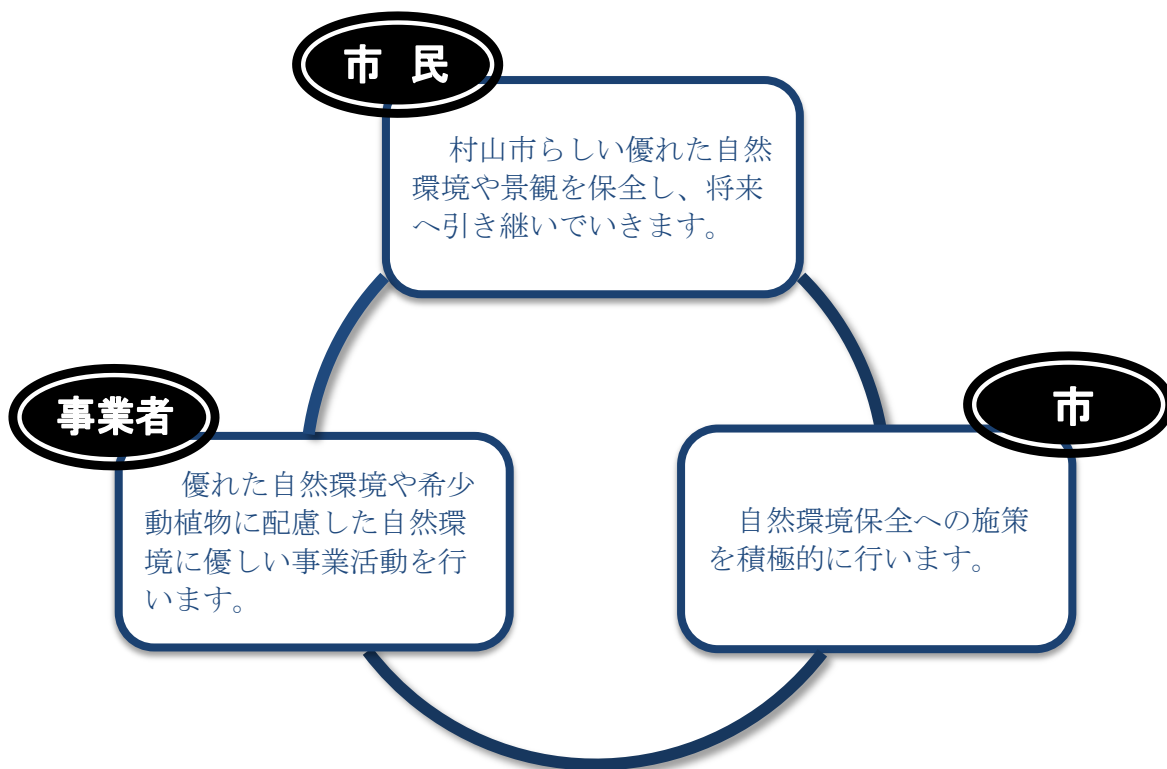
【基本施策】

- ・ 2-1 : 多様な自然環境の保全
- ・ 2-2 : 野生動植物の保護管理、保全
- ・ 2-3 : 村山らしい景観や身近な緑の保全

【環境指標】

- ・ 村山市の多彩な自然環境を保全する。
- ・ 村山市に生息する絶滅危惧種を絶滅させない。
- ・ 野生動植物の個体数を変動させない。
- ・ 村山市らしい自然景観を守る。

【主体別役割】



2-1：多様な自然環境の保全

① 森林環境の保全

○森林資源の維持や治山治水、環境保全に加えて、環境教育・環境学習への活用、レクリエーション利用など、森林の特性に応じて、多目的な機能が発揮されるよう、必要な保全・整備を進めていきます。

○水資源の保全を図るため、水資源保全地域の指定や、適正森林取引への事前指導と意見など、県と連携し監視を強化します。

② 葉山・甕岳、奥山の保全

○山岳信仰の山として栄えた葉山、最上徳内が青雲の志を立てた甕岳などの登山道の維持管理、整備に努め、人間が自然に与える影響を軽減しながら、多くの登山者が安全に登山できるだけでなく市民が奥山に親しみを持てる環境を保全していきます。

○葉山の貴重植物トガクシショウマ^(*)の生育環境を保全していきます。

○「里の名水・やまがた百選」に選定された「清水衛殿」「いたや清水」を保全していきます。

○「やまがた百名山」に選定された「甕岳」「楯山」「葉山」「樽石山」「大高根山」「北山」の豊かな自然環境を保全していきます。

③ 最上川の保全

○市民参加による河川清掃を支援するなど、国、県、近隣市町等と連携を図りながら、川や水を大切に守っていく行動を支援していきます。

○最上川の特徴と魅力を活かす最上川フットパス事業を、地域、国と協働して進め、美しい自然景観と最上川沿いの歴史や文化等に親しめる環境を保全していきます。

④ 里地里山の保全

○河島山や楯山周辺などの里地里山の適正な維持管理を図り、アカマツや落葉広葉樹林などの植生と人が共生してきた環境と景観を保全していきます。

⑤ 優れた自然環境の保全

○市内の優れた植生、巨樹・巨木などを保存していきます。

2-2：野生動植物の保護管理・保全

① 絶滅危惧種の保護、生息区域の保全活動

○環境省レッドデータブック(*)及びレッドデータブック(*)やまがたに掲載の調査記録に基づき、貴重な野生動植物などの保護・保全に努めていきます。

○デンジソウ(*), ヒシモドキ(*)等の絶滅危惧種の生息域を保全する活動を、市民と協働して積極的に進めていきます。

○ヒアリ等、外来生物による生態系のかく乱を防ぐ取り組みを進めていきます。

② 希少動植物等の保護・保全

○オオムラサキ(*)やヒメサユリ(*)などを守る取り組みなど、市民の主体的な取り組みによって、里山などに生息・生育する身近な動植物を守る活動を支援していきます。

③ 野生鳥獣の適切な保護・管理

○野生鳥獣との良好な共存を図るため、県と連携しながら、計画的な保護・管理に努め、農林業への被害防止対策を進めていきます。

○野鳥の媒介による高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の予防、対応を県と連携を図りながらマニュアルに基づき対応します。

2-3：村山らしい景観や身近な緑の保全

① 田園景観の保全

○田園景観として優れた棚田やため池を保全するとともに、耕作放棄地の解消を図る取り組みを進めていきます。

○高齢化等による農家の耕作放棄地の拡大といった課題に対して、担い手の育成と農地の集約、新規参入の促進などの対策を進めていきます。

② 自然と一体になった魅力ある緑地の創造

○身近な動植物の生息・生育環境を適切に保全していくとともに、河川や都市公園、辻広場やポケットパーク等、公共施設の整備において身近な動植物の生息・生育できる環境を確保するよう努めていきます。

③ 市街地景観の形成

○歩道の花壇等の整備など市民参加の緑の育成や、街角クリーン作戦等、市街地の景観整備への支援を進めていきます。

基本目標3 地球環境保全に積極的に取り組むまちづくり

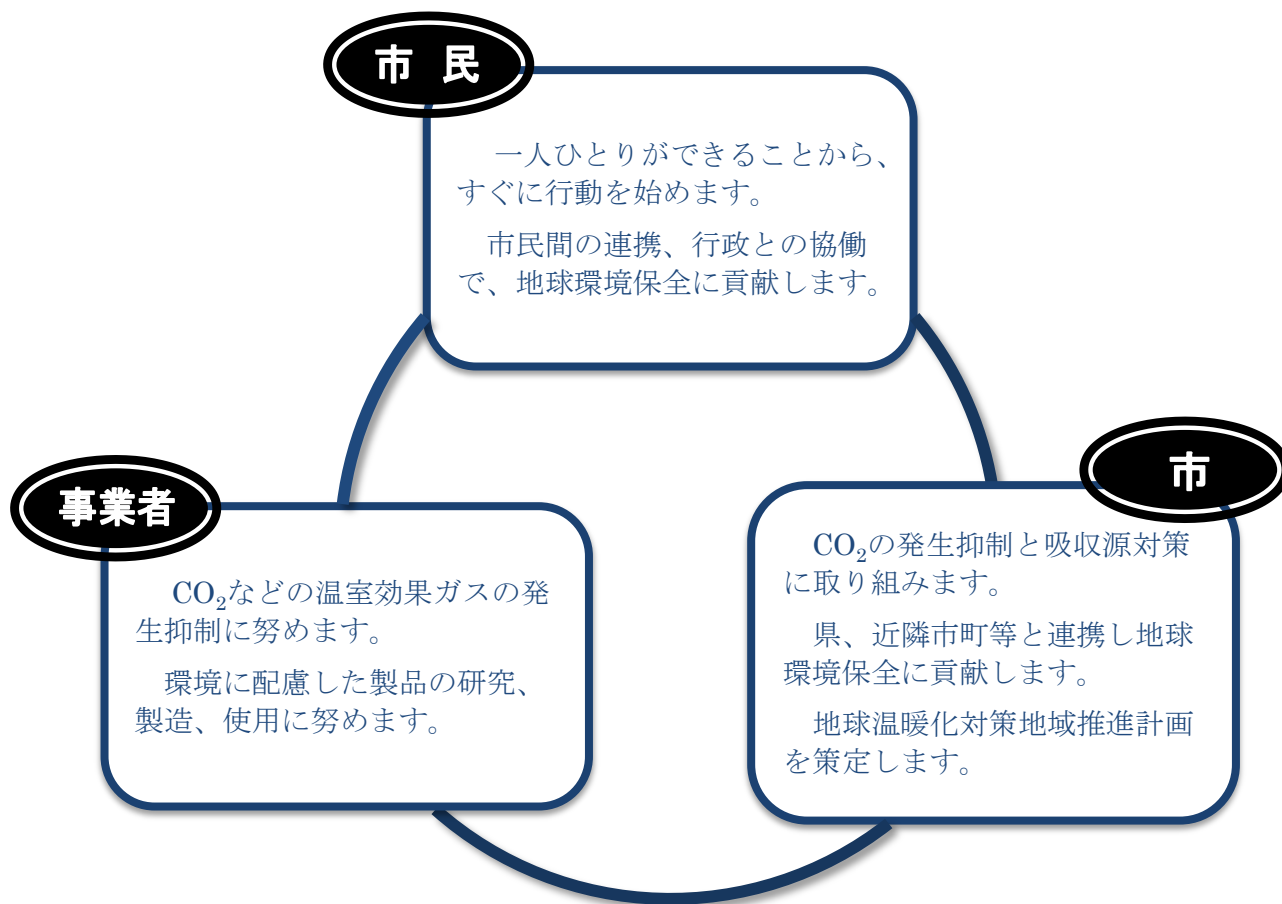
【基本施策】

- ・ 3-1：地球温暖化防止対策の推進
- ・ 3-2：オゾン層保護対策の推進
- ・ 3-3：酸性雨（雪）対策の推進

【環境指標】

- ・ 地球温暖化対策地域推進計画を推進する。
- ・ 温室効果ガス排出量を削減する。

【主体別役割】



3-1：地球温暖化防止対策の推進

① 一人ひとりの取り組みから進める温室効果ガス排出抑制対策の推進

○クールビズ、ウォームビズ、節電、エコドライブ(*)などの身近な行動を通して、地球温暖化防止に関する理解を深めるとともに、多くの人に広げる努力をしていきます。

○フードマイレージ(*)の観点から、地域の旬の産物を食べる地産地消を推進していきます。

○市は温室効果ガス排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を行います。

② CO₂の吸収源対策の推進

○CO₂吸収源としての森林等の自然環境の保全を図るため、森林ボランティアやNPO団体、事業所など、広く市民参加による森林の整備や保全活動の推進を図ります。

○県やNPOと連携し、植林地や里山の適正な整備・管理を行い、CO₂の吸収源対策に努めます。

○公共施設や公共工事等における県産材の利用拡大や、木質バイオマス(*)エネルギー利用等により、CO₂固定源としての木材の利用を推進します。

○都市公園、道路、河川等の公共施設等において、植樹などの計画的な緑化を推進します。

③ 無駄のないエネルギーの利用

○冷暖房温度の適正化や省エネルギー機器の使用を心がけるなど、省エネルギーの取り組みを推進していきます。

○低燃費、低公害車の導入や節電等によりCO₂排出量の削減に努めます。

○市は市民・事業者に対して、自動車の利用の自粛やエコドライブ(*)を働きかけていきます。

○市は公用車台数の削減とエコドライブ(*)の率先実施、環境負荷の少ない自動車の導入促進を図ります。

3-2：オゾン層保護対策の推進

① オゾン層保護対策の推進

○オゾン層保護の普及啓発に努めるとともに、フロン類を使用しない製品の普及に努めます。

3-3：酸性雨(雪)対策の推進

① 酸性雨(雪)対策の推進

○酸性雪調査を継続して行うとともに、その原因物質である硫黄酸化物と窒素酸化物の排出抑制策を県と連携して進めていきます。



基本目標4 持続的に発展していくまちづくり

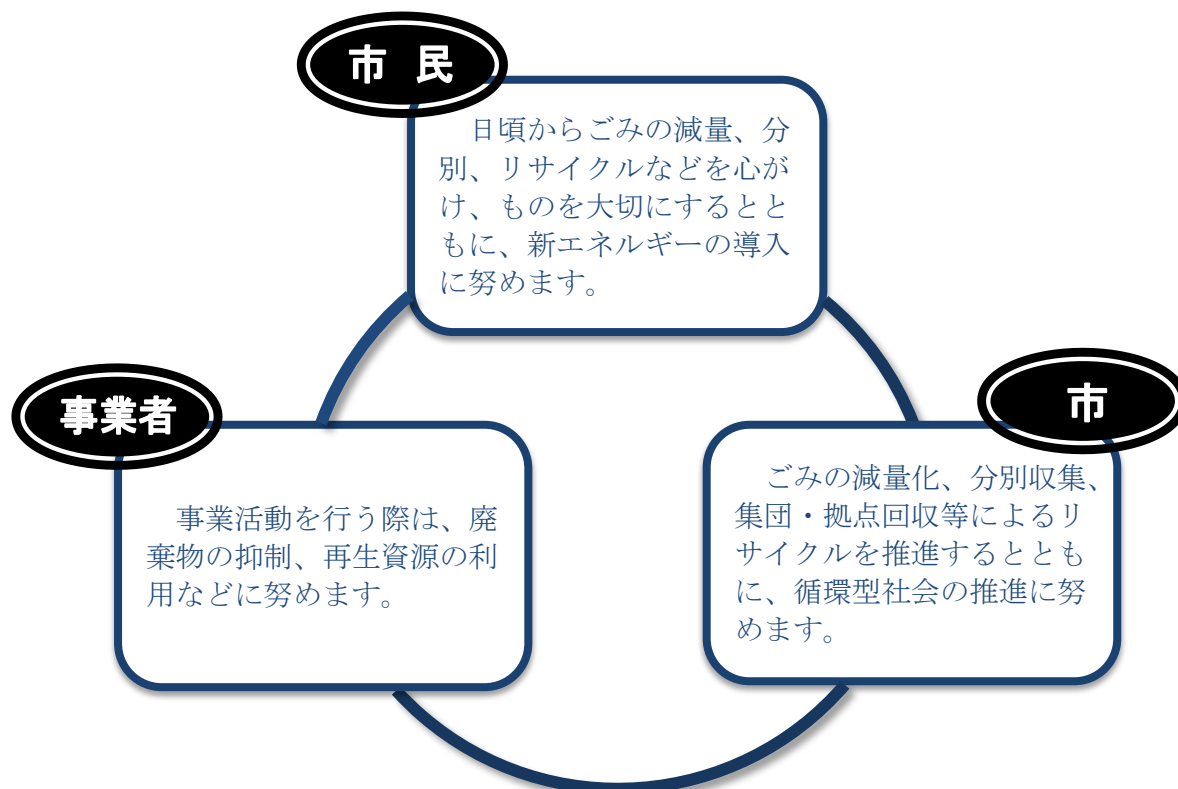
【基本施策】

- ・ 4-1：持続可能な資源循環型社会の推進
- ・ 4-2：廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減
- ・ 4-3：新エネルギーの推進

【環境指標】

- ・ 資源の循環型社会の構築により、廃棄物の排出量を削減する。
- ・ 古紙や空き缶、空きびん、ペットボトルなどの資源物の回収に努め、リサイクル率を向上させる。
- ・ 清掃美化活動の支援や監視体制の強化により、ごみのポイ捨てや不法投棄のないまちを目指す。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を推進する。

【主体別役割】



【基本施策の内容】

4-1：持続可能な資源循環型社会の推進

① 循環型社会の構築に向けたネットワークづくり

○廃棄物の減量対策として、リデュース（発生抑制）を進め、その上でリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）とあわせた3R^(*)の取り組みを、市民、事業者、市それぞれの立場で進めていきます。

② 3R^(*)の推進

○一人ひとりが日常生活の中で、「詰め替えのできる商品を選んで購入する」、「簡易包装にする」、「マイバッグを持参する」など、意識と行動を変える啓発を進めていきます。

○水切りの徹底や堆肥化等による生ごみの減量化、食材は買い過ぎず、使い切り、食べ切ることで「食品ロス」を削減し、もやせるごみに含まれる生ごみを減少させます。

○家庭で不要になった物をフリーマーケットやバザーに出品するなど、物を大切にする取り組みを進めていきます。

○資源集団回収助成制度を充実し、雑がみや布類の回収を行う地域団体を積極的に支援します。

○雑がみの分別回収や小型電子機器の回収を積極的に行うなど、リサイクルを進めていきます。

○環境負荷の低減を考慮したグリーン購入制度を推進し、グリーン購入についての普及・啓発を行います。



4-2: 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減

① ごみの不法投棄対策の推進

○森林や河川、空地などへの不法投棄やその対策について、県や関係機関と連携を図りながら、不法投棄に対する適正な監視と指導、広報活動に努めていきます。

○市民の関心が高い身近な散乱ごみ、吸い殻や空き缶のポイ捨て、犬のフンの放置などを通して、マナー向上を図るため市民の啓発を行います。

② 廃棄物処理施設等の監視

○廃棄物処理施設の事業活動に起因する公害を防止するため、環境保全協定に基づく指導、助言及び監督を行います。



4-3: 新エネルギーの推進

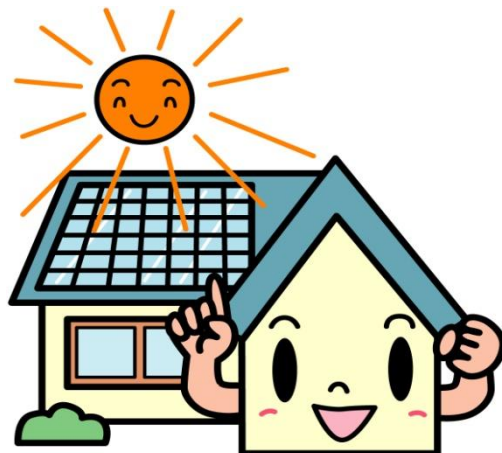
① バイオマス(*)エネルギー利用の推進

○木質バイオマス(*)燃焼機器の導入に対する助成を行なうなど、バイオマス(*)エネルギー利用の啓発や情報提供を行います。

② 自然の恵みを活かす再生可能エネルギーの導入の促進

○太陽光発電設置および蓄電池に対する助成事業を行い、再生可能エネルギーの導入について普及啓発や情報提供を行います。

○雪室などの雪の冷熱エネルギーを活用した取り組みを支援していきます。



基本目標5 環境意識を高めていくまちづくり

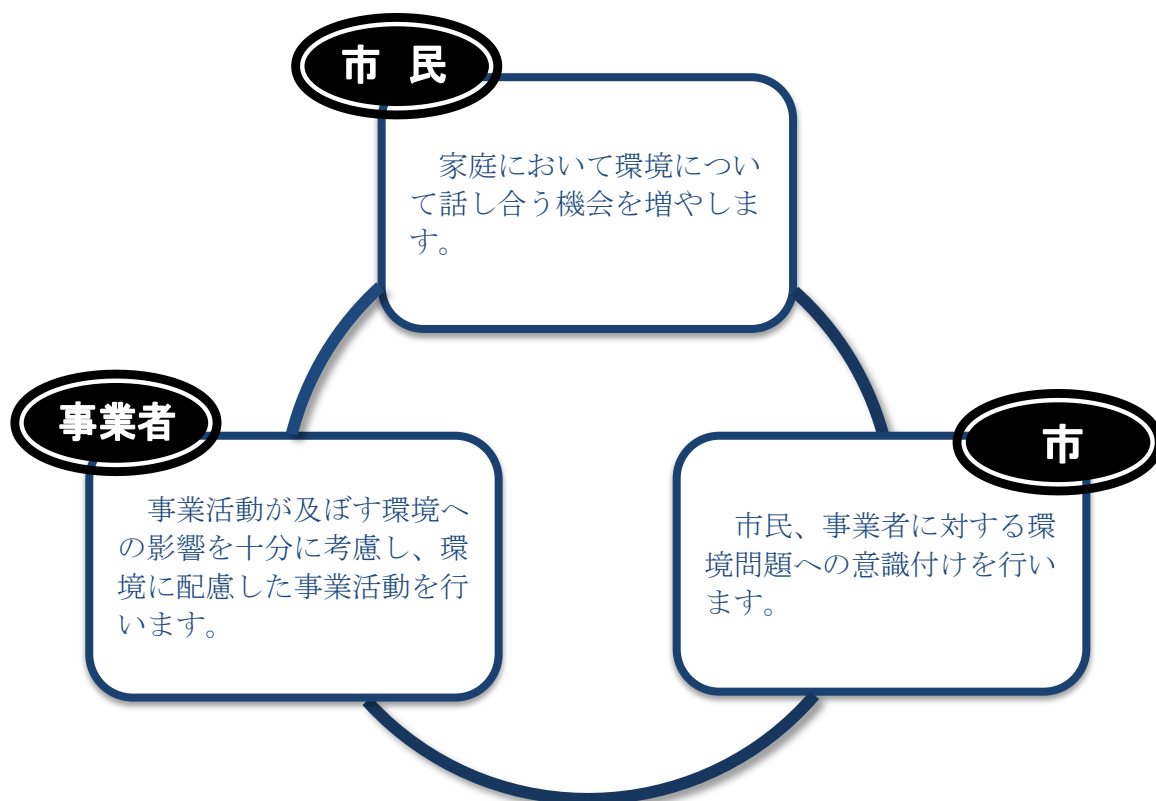
【基本施策】

- ・ 5-1 : 環境教育の充実
- ・ 5-2 : 環境情報の提供
- ・ 5-3 : 環境に対する市民意識の向上

【環境指標】

- ・ 出前講座や地域の環境活動を通じ、人材を育成する。
- ・ 学校教育での環境教育の機会を充実させる。
- ・ 環境配慮に関する活動状況を定期的に公開する。
- ・ イベント等ではごみを意識した活動を行う。

【主体別役割】



【基本施策の内容】

5-1：環境教育の充実

① 環境問題に関心を持つ市民の育成

○資源回収など地域の活動を通じ、日常生活や事業活動において自ら率先して環境に配慮した行動を実践していく人材の育成に努めます。



② 学校教育での環境教育機会の充実

○緑の少年団活動や教育の森事業を通じて、児童生徒に森林や自然に親しむ機会を充実させ、自然環境の保全に対する意識付けを行います。

○総合的な学習の時間などで行う環境学習を積極的に支援します。

○学校においては、体験を重視した環境学習を通じて、自然や環境を身近なものとして捉え、主体的に環境に配慮し行動できる能力を育成します。



③ 人材の活用

○出前講座や環境学習、環境保全活動を充実させ、県や環境学習支援団体等と連携を図り、専門的な知見を有する環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の派遣を行います。



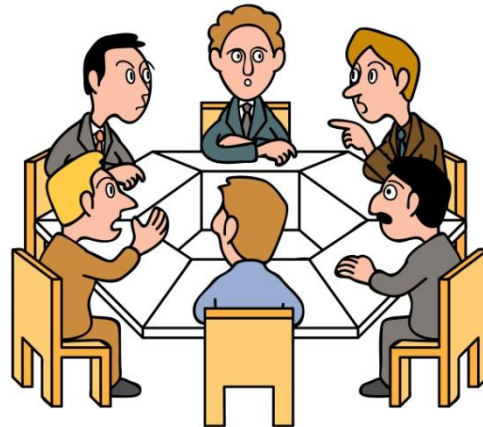
5-2：環境情報の提供

① 環境情報の提供

○ごみ減量・リサイクル実績等の情報をホームページや広報誌で広く公開し、ごみ減量化への意識付けを図ります。

○環境学習プログラムを用意し、環境保全に興味を持つ学習プログラムの整備充実を図ります。

○環境マネジメントシステム(*)の導入など、環境保全に関心のある事業所等に情報提供を行います。



5-3：環境に対する市民意識の向上

① ごみの無いイベントの開催

○むらやま徳内まつりや各種イベントにおいて、主催者・来場者・出店者へのリサイクル品の使用、ごみの分別徹底、持ち帰りを推進し、ごみの無いイベントを目指し、環境に対する市民の意識向上を行います。



IV. 主体別環境配慮指針

1. 市民の環境配慮指針

市民は、環境に関する知識と理解を深め、環境問題を自分の問題として考え、日常生活における環境負荷の低減に向け、自ら行動し、できることから取り組んでいくことが重要です。また、環境美化やリサイクルなど地域で行われる環境保全活動に積極的に参加し、身近な環境より良いものにしていくための自主的な行動が必要となります。

生活環境への配慮

- 日常生活における節水や雨水等の中水利用、生活排水の汚濁負荷の低減に努める。
- 地下水の適正使用に努める。
- 家庭での農薬や化学肥料の適正使用に努める。
- 日常生活における騒音、振動、悪臭等の発生の未然防止に努める。
- ペットの適正飼養に努め、周囲に迷惑をかけない。



自然環境への配慮

- 希少な野生動植物などの捕獲や採取等を行わず、その生息・生育環境を適正に保全し、生態系維持に努める。
- 地域固有の特性を有する生物種のかく乱や喪失を招く他地域からの動植物の導入を行わない。
- 地域本来の自然環境に悪影響を与える侵略的な外来生物を環境中（野外）に放出しない。
- 地域の環境美化活動、リサイクル活動などに積極的な参加に努める。
- 村山らしい景観や身近な緑地の保全に努める。

地球環境への配慮

- 省エネルギー性能に優れた家電製品や給湯機器等の使用、冷暖房時の適正温度の設定、節電の心がけなどによる適切なエネルギー利用に努める。
- 森づくり活動に積極的に参加・協力する。
- 自転車や公共交通機関の利用によるマイカー使用の自粛、低公害車への買い替え、エコドライブの実施など、自動車の使用による環境への負荷の低減に努める。
- フロン類を使用している冷蔵庫やエアコン等の廃棄は法令を守った適正処理を行い、フロン類が使用されていない製品の利用に努める。

循環型社会形成への配慮

- ごみの排出をできる限り抑制（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、ごみをきちんと分別して資源の再利用（リサイクル）の3R^(*)の取り組みに努める。
- リサイクル製品やエコマーク製品などのグリーン購入の推進に努める。
- 不法投棄をしない、させない環境づくりに努める。
- 太陽光発電システムや木質バイオマス^(*)燃焼機器等、再生可能エネルギーの積極的な導入に努める。

学習と協働への配慮

- 人間と環境とのかかわりについて理解を深めるため、環境保全に関わる研修会、事前体験学習等への積極的な参加に努める。
- 環境教育や環境情報から得たことを基に、自分でできる取り組みを考え、実践する。
- 地域の環境保全、環境美化等について考え、積極的に参加し、実践する。

2. 事業者の環境配慮指針

事業者は、法令を守るとともに、様々な事業活動に伴い生じる環境負荷の低減に向け、事業者のもつ能力やノウハウを生かしながら自主的、積極的に取り組むことが必要です。また、環境マネジメントシステムを自主的に導入し、環境負荷の低減に向けた取り組みを推進していくことが必要です。さらに、事業者の社会的責任、社会貢献という観点から、地域における環境保全活動等への積極的な参加などが求められます。

生活環境への配慮

- 化学物質の使用にあたっては、適正に管理し、事業活動における環境中への排出抑制に努める。
- 廃液等の適正管理に努め、万一流出事故が発生した場合には迅速に措置し、住民等への情報提供に努める。
- 節水の励行、雨水や中水等の利用施設の設置等による適切な水利用、排水処理施設の設置など、事業活動による水環境の汚染防止に努める。

○環境に配慮した事業活動を行い、大気、水質、土壌の汚染や騒音、振動、悪臭などの公害防止に努める。

○フロン類を使用した自社製品の回収に努め、法令を守り適正に処理するとともに、設備や機器の更新に際しては、フロン類を使用しないものの購入に努める。

自然環境への配慮

○希少な野生動植物などの生息・生育環境を適正に保全し、生態系を壊さないよう自然環境保全の重要性を認識し、事業活動における環境配慮に努める。

○植栽にあたっては、生態系に配慮しながら、事業所敷地内等の緑化を推進するとともに、地域の緑化運動や河川等の清掃美化活動への参加に協力する。

○村山の自然、歴史、文化等と調和した景観の形成に努める。

地球環境への配慮

○事業活動におけるエネルギーの使用合理化の適切かつ有効な実施に努める。

○事務所の新築や改築の際は、太陽光等の再生可能エネルギーの利用や断熱材・断熱窓等の利用などにより、省エネルギー対策を施した建築に努める。

○エネルギーを消費する製品の製造にあたっては、出来るだけエネルギー消費効率の高い製品の製造に努める。

○次世代自動車の導入、効率的な貨物の輸配送、エコドライブ、通勤時の公共交通機関の利用によるマイカー使用の自粛など、自動車による環境への負荷の低減に努める。

循環型社会形成への配慮

○廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の分別を徹底し、リデュース（発生抑制）に努め、使用可能なものはリユース（再使用）するとともに、再生利用可能な廃棄物はリサイクル（再生利用）し、廃棄物の適正な処理に努める。

○リサイクル製品などのグリーン購入や製品等の長期使用の推進に努める。

○事業活動から発生した廃棄物は法令を守り適正処理に努める。

○再生可能エネルギーの促進、関連技術やシステムの事業化に努める。

○バイオマス^(*)を使った製品の開発・利用に努める。

学習と協働への配慮

- ボランティア休暇制度等の整備・拡充により、自然保護活動、清掃活動等の地域の環境保全活動へ従業員が参加しやすいような社内体制づくりを行い、地域の環境保全活動へ積極的に参加するよう努める。
- 環境マネジメントシステムの自主的な導入や環境管理責任者の設置など、環境保全に関する社内体制の整備に努めるとともに、地域や従業員等へ環境学習の機会の提供に努める。

3. 市の環境配慮指針

市は、本計画に掲げる基本目標の達成に向け、各種施策を総合的、計画的に推進します。各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援することによって、各主体間の連携協力を進めていくとともに、市自らも一事業者及び消費者として事業者及び事業種別の配慮指針を踏まえ、環境の保全に向けた取り組みを推進することが必要です。

生活環境への配慮

- 市民に対する大気、水、土壌等の生活環境の保全に係る啓発に努めるとともに、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に努める。
- オゾン層保護の普及啓発に努めるとともに、フロン類を使用しない製品の普及に努める。
- 市民等の公害苦情を迅速・適切に処理する。

自然環境への配慮

- 市民の保全活動の機会提供や自然環境保全の取り組みへの支援を行う。
- 市民への地域づくりなどの支援を行うとともに、環境まちづくりに取り組む。

地球環境への配慮

- 省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入、森林吸収源対策など、地球温暖化防止の取り組みを推進するとともに、市民、事業者等の地球温暖化防止活動への支援を行い、

普及啓発を図る。

循環型社会形成への配慮

- ごみの減量化に向けて、排出抑制や循環利用等を推進する。
- 廃棄物の適正処理に努めるとともに、不法投棄の未然防止に努める。
- 再生可能エネルギーに関する普及・啓発を図り、住宅等への設備導入を促進する。

学習と協働への配慮

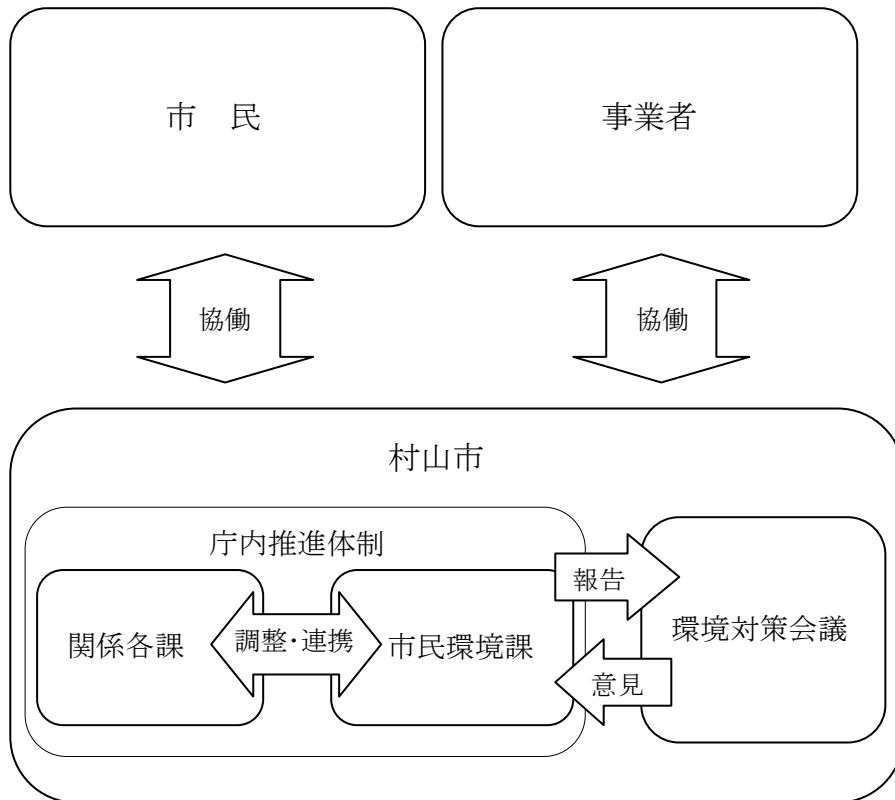
- 市民への環境学習機会などを提供するとともに、人材育成や地域における環境教育・環境学習を推進する。

V. 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

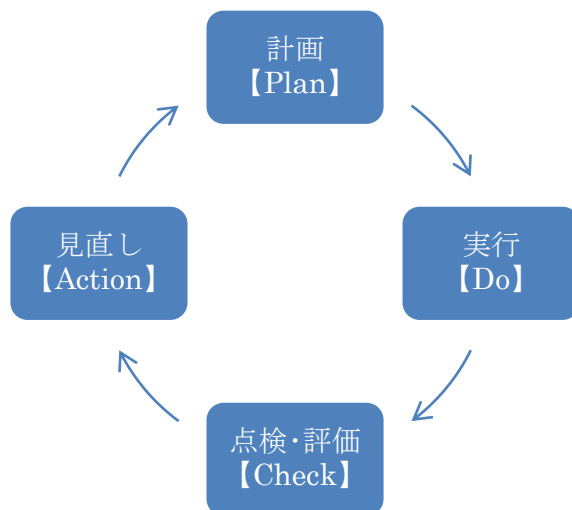
村山市環境基本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割に応じた様々な取り組みを進めながら、環境の保全と創生に向けた取り組みを一体となって進めていきます。

市では、庁内推進体制を構築し計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行います。また、環境対策会議に諮りながら、必要に応じて県・近隣市町村等と調整・連携し本計画を推進していきます。



2. 環境経営システムによる進行管理

本計画の達成に向けた進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方を基本とした、Plan（プラン：計画）、Do（ドウ：実行）、Check（チェック：点検・評価）、Action（アクション：見直し）という PDCA サイクルを利用して、継続的に行っていきます。



計画策定時に想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の変化等が生じた場合は、環境の現状と環境施策の進行状況に基づき、必要に応じて目標の見直しや計画の推進にかかる施策の検討を行います。

VI. 村山市の環境特性と課題

1. 市の概況

(1) 位置、地勢

村山市は、山形県の中央部、村山盆地北部に位置し、東西 22km、南北 15km の東西に長い形をしており、面積は 196.98 ㎡となっています。

北は尾花沢市と大石田町、南は東根市と河北町に接し、さらに西部は出羽丘陵に連なる葉山を境界にして寒河江市、大蔵村と接しています。

東を奥羽山脈、西を出羽丘陵に囲まれ、中央を最上川が蛇行しながら北流し、流域には肥沃な土地が開けています。気候は典型的な内陸型で、夏冬の温度差は大きいのが特徴です。



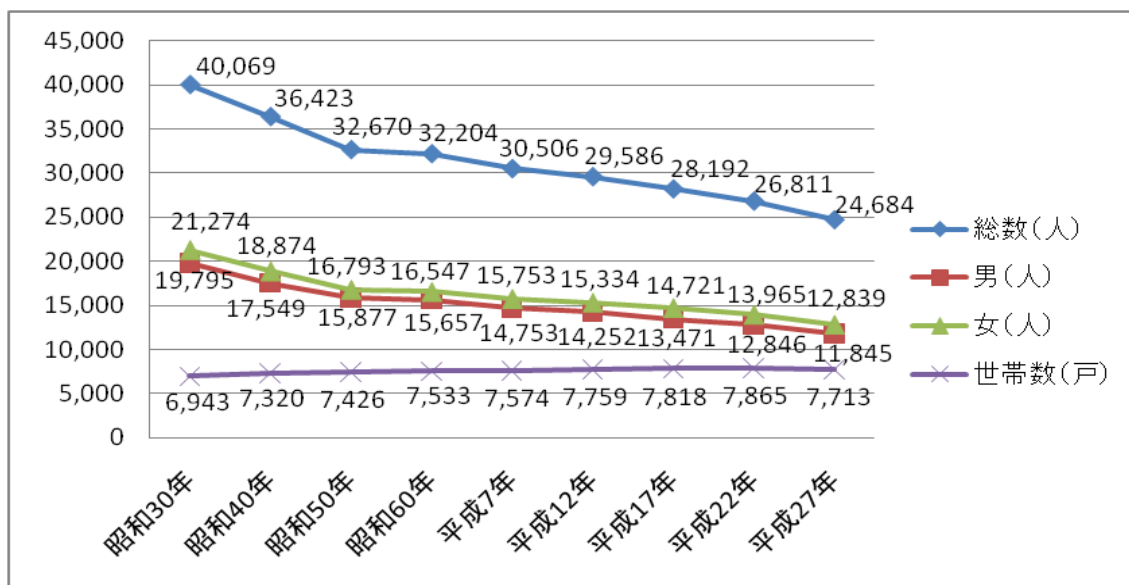
(2) 沿革

村山市は、昭和 29 年 11 月 1 日に、楯岡町と西郷村、大倉村、大久保村、富本村、戸沢村が合併して誕生しました。さらに同年 12 月 1 日に袖崎村が、翌 1 月 1 日に大高根村が合併。合わせて 1 町 7 村で形成されています。合併に際し、名称は当時の経済の中心地であった楯岡の名が候補にあがりましたが、合併他村との協議で村山地方の「村山」を採用しました。

(3) 人口・世帯数

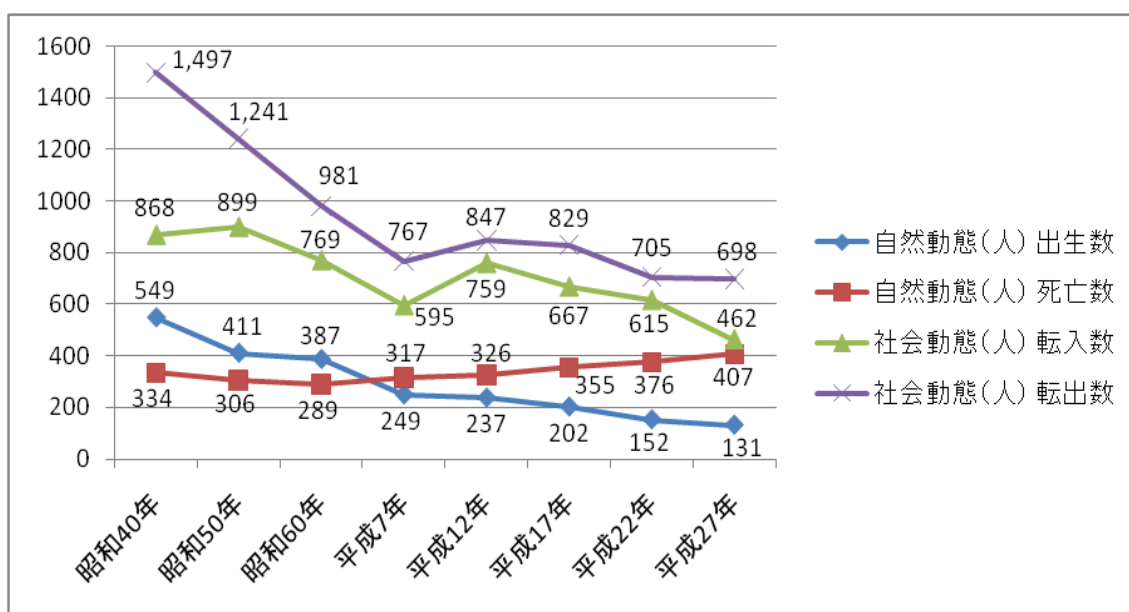
昭和29年の合併当時4万人を超えていた人口も、近年減少の一途をたどっています。死亡数が出生数を上回る「自然減」、転出数が転入数を上回る「社会減」の状態が続いています。

《表 1-1 人口と世帯》



資料：国勢調査

《表 1-2 人口動態》

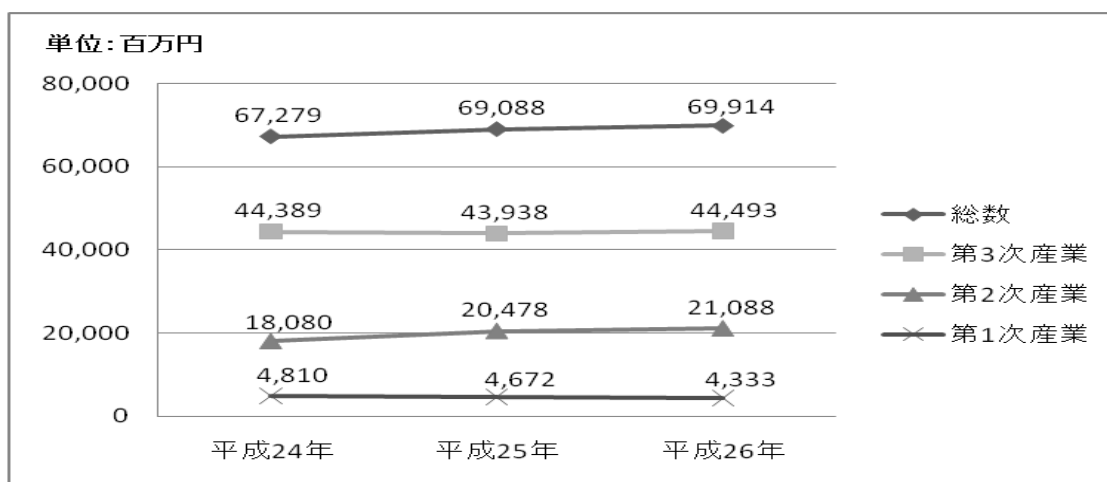


資料：国勢調査

(4) 産業

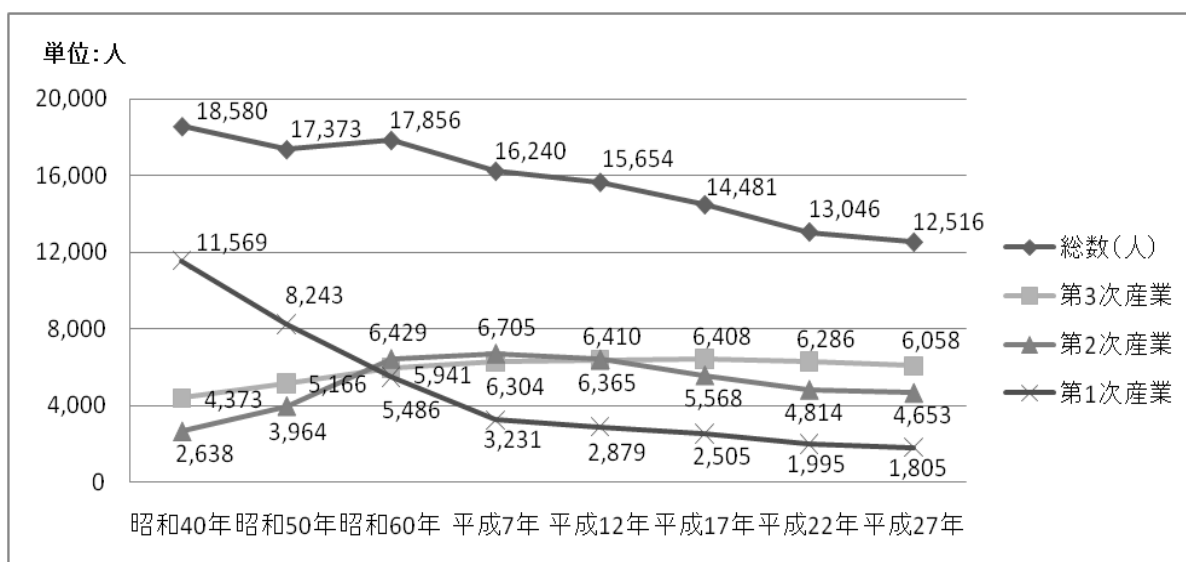
村山市は農業を基幹とする第一次産業と製造業や土木建築業を中心とした第二次産業、小売業や医療福祉関連の第三次産業により発展してきました。総生産は 699 億円で、第 1 次産業が 43 億円、第 2 次産業が 211 億円、第 3 次産業が 445 億円となっています。(表 1-3) 産業別就業人口は、第一次産業 14.4%、第二次産業 37.2%、第三次産業 48.4%となっており、さらに、産業分類別の就業者数の構成比率をみると、製造業が 27.6%と最も高く、次いで農業が 14.2%、卸売・小売業が 11.4%などとなっています。

《表 1-3 市内総生産》



資料：県統計企画課

《表 1-4 産業別就業人口推移》



資料：国勢調査

(5) 観光

市東部の「東沢バラ公園」は日本有数の規模を誇る公園で、6月上旬から9月下旬まで750品種、20,000株のバラが咲き誇ります。全国のバラ園で唯一、平成13年10月に環境省「かおり風景100選」の認定を受けました。

また8月には、「むらやま徳内まつり」が開催されます。豪華絢爛な山車に軽快なお囃子と勇壮な踊りの徳内ばやしが、過ぎゆく夏を惜しむかのように響き渡ります。

そして秋になると、碁点・三ヶ瀬・隼の最上川三難所沿いに点在する「最上川三難所そば街道」で香り豊かな新そばが堪能できます。各店では名物の板そばや、そば粉を練ったかいもち（そばがき）などが味わえ、そば街道発祥の地として、県内外から大勢の「そば好き」が訪れています。

(6) 市の木、市の花

昭和54年に、市制施行25周年記念として、公募により制定されました。

市の花「バラ」

東沢バラ公園に、約750品種、2万株余りのバラが咲き誇り、市民にも親しまれ鑑賞されています。

市の木「アカマツ」

市内一円にわたってみられ、盆栽・庭木などとして広く愛され親しまれています。

(7) Enesむらやま

村山市役所は、平成26年4月から独自の環境活動「環境アクションEnesむらやま」に取り組んでいます。平成18年12月に認証を取得した「エコアクション21（EA21）」のノウハウを生かし環境活動に取り組んでいます。

※EnesとはEcology（エコロジー：環境保全）、natural-energy（自然エネルギー）、sustainable（サステイナブル：持続可能）の頭文字をとった造語。

2. 自然環境の保全

(1) 地質、地形

村山市は、東北地方の日本海側地域共通の自然的特性であるグリーンタフ地域に属しています。グリーンタフとは緑色凝灰岩のことで、地元では「楯山石」と呼ばれ、市東部に位置する楯山周辺には石切り場として利用された跡が見られます。

地形的な特徴としては、東西に奥羽山脈と出羽山地という大きな山地が迫っていることが挙げられます。両山地をつなぐように河島山丘陵があり、その西に最上川が流れています。また、村山市域は、南北の山形盆地と尾花沢盆地の境ともなっており、東西の奥羽山脈、出羽丘陵と合せて四つが交差する結束点に位置することが、独自性を持つことに至っています。

(2) 気候

地形の特性は気候にも大きく反映しており、村山市の気候は内陸的でメリハリの効いた、季節感の鮮明なものとなっています。

気候の特徴として、夏の高温が挙げられます。気温の最高記録は平成 19 年 8 月に岐阜県多治見市、埼玉県熊谷市に更新されたものの、それ以前は昭和 8 年 7 月にフェーン現象により山形市で記録されたものが最高気温として記録されていました。村山市は県内でも最も暑いところとして知られており、当時、楯岡ではより高温だったと言われています。

また、冬は寒く、気温が比較的高く雪が少ない山形盆地と、気温が低く雪も多い最上および尾花沢盆地の接点として、雪の積もり方にも他にはない自然の多様性がみられます。

《表 2-1 気温及び積雪量》

区 分	気温 (°C)			最大積雪量 (cm)			
	年平均	最高値	最低値	楯岡	大倉	湯野沢	富並
平成 26 年	10.8	36.2	-16.2	73	110	100	183
平成 27 年	11.7	36.9	-14.8	50	53	55	114
平成 28 年	11.7	33.8	-9.1	96	105	100	138

資料：山形地方気象台、市消防本部

(3) 植物

自然の多様性は、生物相の多様性ももたらしています。村山市には有名な高山はなく、最高点の葉山も 1,500m に達していません。山地は中低山、あるいは里山と呼ばれるものが大半です。珍しい種はありませんが多様性を反映した植物が残っています。

(4) 動物

村山市域には、多くの動物が生息しています。

①哺乳類

御所山系・葉山に生息する動物
ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドキツネ、ホンドオコジョ、ホンシュウモモンガ、ニッコウムササビ、ニホンコキクガシラコウモリ、モモジロウコウモリ、ニホンユビナガコウモリ、トウホクノウサギ、ニホンリス、ヤマネ、ホンドイタチ、ハクビシン、ニホンザル、イノシシ

(5) 山形県里山環境保全地域「河島山」

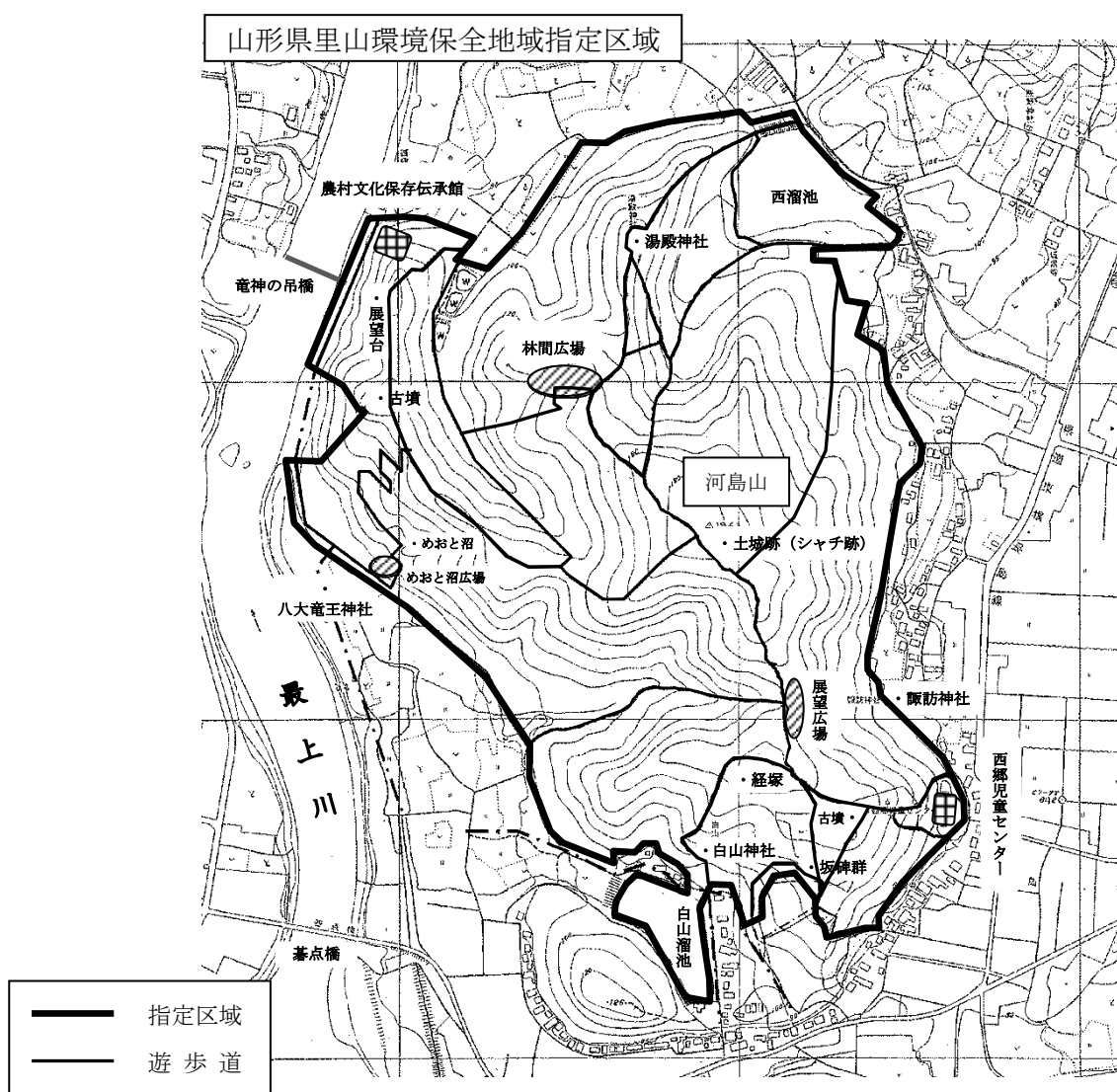
平成 17 年 3 月 25 日、県自然環境保全条例により、「河島山」が里山環境保全地域に指定されました。

河島山は、山形盆地北西部に位置し、最上川と農村集落、農地に囲まれた低地丘陵であ

るとともに、多種多様な動植物が生育する自然が残っています。これらの里山環境は、自然の営力と人為のバランスが調和して創成されてきたものであり、利用者の安全と景観維持に配慮しながら保全すべき貴重な里山地域となっています。農林業及び遺跡等機能との調整を図りつつ、自然回復力を超えない範囲の適度な自然利用を継続しながら地域内の自然環境を保全することを基本とし保全していきます。

平成 15、16 年に行われた調査では、植物（117 科 630 種、内絶滅危惧種 26 種）、昆虫（18 科 33 種）、野鳥（48 種）が確認されています。

多くの貴重水生植物が生育していることから、国指定重要湿地「河島山麓堤群」としても登録されています。



3. 歴史環境

(1) 文化財

① 建造物

- ・ 幾代橋（富本）

明治 21 年に地区民による資金と技術の粋をつくして架け替えられたメガネ橋。奥山里山と集落が密接につながっていたことを表すものとしても貴重なものである。（市指定有形文化財：平成 18 年 3 月 28 日指定）



幾代橋

② 史跡

- ・ 河島山遺跡（西郷）

杉久保型ナイフの出土による旧石器時代の後期から縄文、弥生、古墳、奈良・平安、中世と各時代の遺物が見つかっており、貴重な複合遺跡である。なかでも板碑群は衆目を集める。（県指定史跡：昭和 27 年 4 月 1 日）



板碑群

4. 大気環境の保全

(1) 大気汚染物質対策

大気汚染の要因は工場や事業所からの排出ガスや自動車からの排気ガスなどです。大気汚染の目安として、呼吸器を通じて人体内に取り込まれた場合に健康への影響が懸念される物質について環境基準(*)が定められています。山形県内では15か所の一般環境大気測定局で常時監視を行っていますが、光化学オキシダント(*)以外の物質についてはすべての観測局で環境基準(*)を達成しています。村山市内には楯岡に測定局があり、その測定結果は表4-1のとおりです。1時間の値が環境基準(*)を超えた日はありますが、注意報が発令されるレベルの値になったことはなく、年平均値も環境基準(*)未満です。

《表 4-1 光化学オキシダント(*)測定結果》

年度	測定値(ppm)	超過日数	昼間の超過時間数	環境基準(*)
平成 25 年度	0.082	31	170	0.06ppm
平成 26 年度	0.097	56	394	
平成 27 年度	0.094	52	340	
平成 28 年度	0.086	40	181	

(測定値は昼間(5時~20時の15時間)の1時間値の最高値)

自動車排出ガスの測定局は、県内では山形市に設置された1か所で、いずれも環境基準(*)を達成しており、市内においても自動車排出ガスに関する苦情等はありません。

工場や自動車から排出される排ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で反応して硫酸や硝酸に変化し、これらの酸が取り込まれ、pH(*)が5.6以下になった雨水を酸性雨といいます。酸性雨は森林を枯らしたり、湖沼に住む魚などに影響を与えたり、文化財や建造物を損傷させるなどの被害を及ぼすため国境を越えた環境汚染として問題になっています。市では冬季間に雪を採取し酸性雪の状況を調査しています。

《表 4-2 二酸化硫黄の測定結果》

年度	測定値(ppm)	環境基準(*)
平成 25 年度	0.002	0.04 以下
平成 26 年度	0.001	
平成 27 年度	0.001	
平成 28 年度	0.001	

(測定値は1日平均値の年間2%除外値)

《表 4-3 二酸化窒素の測定結果》

年度	測定値(ppm)	環境基準(*)
平成 25 年度	0.017	0.06 以下
平成 26 年度	0.017	
平成 27 年度	0.011	
平成 28 年度	0.015	

(測定値は 1 日平均値の年間 98% 値)

《表 4-4 酸性雪・酸性雨調査結果》

年度	酸性雪				酸性雨
	pH(*)				pH(*)
	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	年平均
平成 25 年度	4.1	4.0	5.1	4.2	—
平成 26 年度	4.9	5.5	6.1	5.0	—
平成 27 年度	6.6	5.6	5.9	6.0	4.88
平成 28 年度	5.3	5.1	5.6	6.4	4.95

(酸性雪は 1 週間の降雪を採取し測定し、ひと冬に 4 週間分実施。酸性雨は平成 27 年度から実施)

市に寄せられる大気汚染に関する苦情や相談は、原因の多くが廃棄物等の焼却の煙によるものです。法改正により廃棄物の野焼きが禁止されてから違法焼却炉の撤去をすすめてきました。近年、家庭ごみの野焼きの苦情は減少傾向にあります。

《表 4-5 大気汚染に関する苦情受付件数》

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
苦情受付件数	3 件	2 件	3 件	5 件	3 件

※ 廃棄物の焼却禁止規定の例外…風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（どんど焼き、御斎灯など）、農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却（稲わら、ツル、剪定枝等の焼却）、キャンプファイヤーなど

(2) 騒音振動防止対策

騒音・振動の発生源は、工場や事業所の機械・設備関係や建設作業、自動車や鉄道、航空機、商業活動、家庭生活などさまざまあります。騒音に係る環境基準(*)は、生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。また、騒音規制法、振動規制法により、生活環境を保全すべき地域を指定し、指定地域内にある工場や事業所における事業活動や建設工事に

伴って発生する騒音・振動を規制しているほか、山形県生活環境の保全等に関する条例では深夜営業騒音や拡声機による騒音などいわゆる近隣騒音についても規制しています。これらの基準や規制を受け、市では生活騒音等の測定を行っています。

《表 4-8 生活騒音調査結果》

地域の 類型	用途地域	平成 27 年度		平成 28 年度		環境基準(*)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	第 1 種低層住宅専用地域	41.1dB	32.0dB	45.1dB	38.4dB	55dB	45dB
B	第 1 種住居地域	39.9dB	32.1dB	47.6dB	31.6dB	55dB	45dB
C	商業地域	49.3dB	40.5dB	53.8dB	40.5dB	60dB	50dB

(昼間は午前 6 時から午後 10 時まで、夜間は午後 10 時から午前 6 時まで)

最近の騒音・振動に関する苦情や相談は、年に 1、2 件寄せられており、発生源は事業活動に伴う音です。近年は、産業活動や生活様態の変化のため、夜間操業や深夜営業などが行われるようになり人の活動時間が長くなり夜間も騒音が発生する機会が増えました。また、隣近所との関係が薄くなったために近隣住民の発する生活音が許容できなくなる都市部に多いタイプの騒音の相談も見られるようになりました。このほか不正改造車両の走行による騒音も迷惑となっています。

《表 4-9 騒音・振動に関する苦情受付件数》

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
苦情受付件数	0 件	0 件	2 件	1 件	1 件

※ 地域の類型指定、地域の指定…市内で環境基準(*)の地域類型及び騒音・振動規制地域に指定されている地域は都市計画法による用途地域の指定がある地域のみ（ただし、地域類型指定に工業専用地域は含まない）

(3) 悪臭防止対策

悪臭の原因としては畜産関係、工場や事業所の排水、廃棄物処理施設関係などが挙げられます。悪臭に関する規制は、規制する地域を指定して行い、22 種類の特定悪臭物質について濃度を測定する方法（物質濃度規制）と人間の嗅覚を用いた臭気指数による方法（臭気指数規制）の 2 つの規制方法があります。村山市では都市計画法による用途地域の指定がある地域を規制地域とし、物質濃度規制で行っています。市に寄せられる悪臭に関する苦情や相談は畜産関係や廃棄物処理施設関係などが主な発生源となっています。

《表 4-10 悪臭に関する苦情受付件数》

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
苦情受付件数	1 件	2 件	5 件	1 件	0 件

(4) オゾン層の保護

成層圏にあるオゾン層は、有害な紫外線を吸収して地球上の生物を守る働きがあります。オゾン層の破壊とは、紫外線を吸収する働きをもっているオゾン層をフロン等が破壊してしまう現象です。

主なオゾン層の破壊物質のフロンについては、1995年末に生産を中止しましたが、代替となったガスも影響が少ないだけで、破壊することには変わりありません。また、フロンの生産中止以前に生産された自動車や冷蔵庫、エアコンなどには、フロンが使用されています。不法投棄などで大気中にフロンを放出させないよう、適切な処理を行うことが必要です。

5. 水環境・水資源の保全

(1) 水質保全対策

水質汚濁は、工場や事業所からの排水や、下水道等が整備されていない家庭から排出される炊事や洗濯、ふろなどの生活排水が主な原因です。一定量以上の排水を出す工場や規定された有害物質を使用する事業所は法に基づき県に届出をしており、県の立入検査や指導を受けています。国、県、市では、それぞれ河川や湖沼、海域などの公共用水域の水質検査を行っており、人の健康の保護に関する環境基準(*)に定める項目（健康項目）、生活環境の保全に関する環境基準(*)に定める項目（生活環境項目）について測定しています。平成18年度の測定結果は、生活環境項目の一つで水のきれいさの指標となるBOD(*)又はCOD(*)について、県内すべての環境基準(*)地点で環境基準(*)を達成しました。市内の河川のBOD(*)値は表5-1のとおりです。

《表 5-1 市内河川の水質検査結果》

国県実施分

河川名	調査地点	BOD(*)75%値(mg/l)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
最上川	基点橋	1.6	1.4	1.5	1.8	1.7
大旦川	河島橋	—	—	—	0.9	1.8

市実施分

河川名	調査地点	BOD(*)測定値(mg/l)									
		H24	H25	H25	H26	H26	H27	H27	H28	H28	H29
		8月	3月	8月	3月	8月	3月	8月	3月	8月	3月
大沢川	江迎橋	2.7	1.0	0.7	0.9	1.1	1.3	1.2	0.8	<0.5	3.1
大沢川	小谷地川橋	2.5	1.4	<0.5	1.7	1.3	3.1	1.3	1.2	<0.5	2.4
大沢川	あらた橋	2.0	1.2	1.0	1.0	1.2	2.0	1.1	0.9	1.0	1.0
蟬田川	瀬の川橋	1.9	0.8	1.6	0.8	0.9	1.6	1.1	1.5	1.3	1.5

千座川	神田橋	1.8	1.2	0.7	0.7	0.8	0.7	0.9	0.5	0.6	1.7
富並川	川口橋	0.9	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.8
富並川	外花橋	0.8	0.7	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2.2
沢の目川	赤石橋	1.5	0.6	0.8	1.8	0.5	1.4	1.1	1.4	0.9	1.6

(2) 生活排水対策

し尿収集、単独処理浄化槽によるし尿のみを処理する形態から、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による生活雑排水も処理する形態への移行は徐々に進んでいます。平成28年度末現在の生活排水処理施設（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）の普及率は90.2%、生活排水処理率^(*)は86.7%となっています。

《表5-2 生活排水処理施設の普及率、生活排水処理率^(*)の推移》

生活排水処理施設の普及率

		平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
市の人口		26,639人	26,205人	25,815人	25,368人	25,000人
処理 区域 内 人口	公共下水道	20,826人	20,527人	20,391人	20,084人	19,903人
	農業集落排水	1,478人	1,441人	1,397人	1,375人	1,346人
	合併処理浄化槽	1,176人	1,221人	1,204人	1,226人	1,289人
普及人口 ^(*) 計		23,480人	23,189人	22,992人	22,685人	22,538人
普及率		88.1%	88.5%	89.1%	89.4%	90.2%

生活排水処理率^(*)

		平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
処理 人口	公共下水道	16,565人	16,348人	16,378人	17,036人	17,038人
	農業集落排水	1,295人	1,258人	1,217人	1,243人	1,218人
	合併処理浄化槽	1,176人	1,221人	1,204人	1,226人	1,289人
水洗化人口 ^(*) 計		19,036人	18,827人	18,799人	19,505人	19,545人
生活排水処理率 ^(*)		71.5%	71.8%	72.8%	76.9%	78.2%
水洗化率 ^(*)		81.1%	81.2%	81.8%	86.0%	86.7%

し尿収集や単独処理浄化槽の場合は、炊事や洗濯、風呂などの生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されるため、生活環境保全上問題が多く、今後は集合処理計画区域内の普及促進を進めるとともに整備区域内では早期の接続が求められます。また、個別処理区域では合併処理浄化槽の普及が必要となってきます。市では合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付しており水洗化率^(*)の向上に努めています。

工場排水や生活排水以外に河川の水質汚濁の原因となっているのが、油や有害物質が河川や用水路等へ流出してしまう水質事故です。油や有害物質の流出は、河川の魚類のへい

死や農作物に影響を与えるなどの被害を招く場合があります。なかには原因や発生源(者)が不明のものもありますが、原因が判明したものの多くは灯油の流出で、給油中の不注意や、タンクや送油管の破損などによるものです。市内での水質汚濁発生状況は次のとおりです。

《表 5-3 水質汚濁の発生件数》

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
水質汚濁の件数	20 件	9 件	14 件	11 件	18 件
うち油流出事故	18 件	7 件	13 件	8 件	15 件

6. 土壌環境・地盤環境の保全

(1) 土壌汚染

土壌汚染の主な原因は有害物質の漏出、混入によるものです。また、大気や水を通じて二次的に汚染される場合もあります。有害物質が土壌に浸入すると、さまざまな反応を起こし有害物質が蓄積され、長期にわたり汚染状態が続くという特徴があるため、作物の生育や地下水などにも影響を与える可能性があります。国、県では土壌汚染状況を把握するため不特定多数の住民が利用する公園や必要に応じて農用地や工場跡地等の土壌汚染調査を行っています。市内ではこれまでに問題となるような土壌汚染は確認されていませんが、農作物への影響も考え、農業者は農薬や除草剤の適正使用、一般住民や事業者は油類を含む有害物質、汚染物質の漏出防止が求められます。

(2) 地盤沈下

水質や水温などが安定しているため、農業用水や工業用水、消雪用水などに広く利用されている地下水は、過剰に揚水すると地盤沈下を招き、道路や建築物、地下埋設物等の破損や排水障害等を引き起こす可能性があります。市内では顕著な地盤沈下は観測されていませんが、今後も適正な地下水採取と保全が必要です。

7. 廃棄物

(1) 廃棄物処理

村山市の一般廃棄物の処理は東根市外二市一町共立衛生処理組合（愛称：クリーンピア共立）で行っています。クリーンピア共立では県内で最も早く平成 7 年からごみ処理有料化（有料指定ごみ袋による収集）を始めました。本市のごみの処分量（家庭系ごみと事業系ごみ）は、平成 15 年度をピークに減少しています。平成 23 年度に震災の影響もあり処分量が一時的に増加しましたが、再び減少傾向にあります。

《表 7-1 ごみ処分量の推移》

	H24	H25	H26	H27	H28	5年間の比較
もやせるごみ	5,786 t	5,767 t	5,700 t	5,670 t	5,520 t	95.40%
資源物	305 t	303 t	291 t	287 t	284 t	93.11%
ペットボトル	44 t	43 t	41 t	40 t	40 t	90.90%
プラ製容器	90 t	82 t	79 t	77 t	77 t	85.56%
もやせないごみ	283 t	257 t	242 t	259 t	229 t	80.92%
粗大ごみ	47 t	33 t	43 t	51 t	43 t	91.49%
合計	6,555 t	6,485 t	6,396 t	6,384 t	6,193 t	94.48%

一人1日当たりのごみ総排出量

村山市 763g/人・日（平成27年度）

県平均 927g/人・日（平成27年度）

国平均 939g/人・日（平成27年度）

全国的な一人当たりの排出量や県内の自治体と比較して村山市のごみ排出量は少ない方ですが、排出された「もやせるごみ」の中には、容器包装等プラスチックや雑がみ等の資源となるものも含まれており、さらなるごみの分別・リサイクル化の徹底とごみ排出量の抑制が求められています。

《ごみ減量化の主な取り組み》

- ・生ごみ処理容器に対する助成：生ごみの減量化のため、平成3年度からコンポスト化容器の斡旋助成（共同購入）や電気式生ごみ処理機の購入費助成を行っています。
- ・資源回収（拠点回収）：各地区の子ども会育成会や小中学校などが主体となってリサイクル可能な古紙類（新聞紙、段ボール、雑誌等）や古布、リターナブルビンなどの集団回収を行っています。平成28年度は15団体で実施し、古紙類570.2トン、布類12.0トン、ビン類21.7トン、その他金属類などを含め合計約606トンを回収しました。市ではこれら団体に対し資源回収推進報償金を支払い、資源回収を積極的に推進しています。

（2）不法投棄

廃棄物を適正に処理しない不法投棄が増えています。タバコの吸い殻や空き缶など小さなものから洗濯機や冷蔵庫、テレビなど大型家電や自動車までさまざまものが、自己所有地だけでなく、道路など公共の場所、他人の土地、山林など至るところに捨てられています。スーパーやコンビニエンスストア、道の駅などの店頭には設置しているごみ箱には、家庭から持ち込んだと思われるごみが投げ込まれています。また、河川敷にはそこで投棄されたものだけでなく、上流で投棄したごみが流されてきた漂着ごみも数多くあります。さ

さまざまな団体がボランティアで地域の道路や公共の場所、河川敷などのごみ拾いを行ってくれたり、村山地区不法投棄対策協議会と協力して不法投棄箇所の原状回復事業を行ったりしていますがなかなか完全にはなくならない状況です。ポイ捨て・不法投棄しないという一人ひとりのモラルが必要です。



不法投棄現状回復事業（大倉地域元気な街づくり協議会）

8. 再生可能エネルギー

（1）再生可能エネルギー導入促進

地球温暖化対策を進めていく観点から、自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーや、バイオマス^(*)、熱エネルギーの導入を進め、災害リスクに対応した分散型のエネルギー供給体制の構築が重要になります。

村山市内のメガソーラー、バイオマス^(*)発電所の発電出力は 5,000kW になりました。また、村山市では災害時の防災拠点となる施設に太陽光発電及び蓄電池を設置を行いました。家庭及び事業所への太陽光発電及び木質バイオマス^(*)燃焼機器の設置に対して助成を行い、再生可能エネルギーの普及を推進しています。



道の駅むらやまの太陽光発電と電気自動車の急速充電器

VII. 資料

1. 村山市環境基本条例

(平成 18 年 12 月 26 日条例第 47 号)

村山市は、東に「甕岳」、西に「葉山」、中央に母なる川「最上川」が雄大に流れ、その周辺には田園が広がる、四季の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれている。そして今日まで、先人たちがこの自然環境と共生し、歴史と伝統を築き上げてきた。

しかし、人類がより高度な利便性や物質的豊かさを追い求めたことが、一方では大量生産、大量消費の社会と大量の廃棄物を生み出し、さらには地球温暖化などといった新たな環境問題を生じさせ、地球の環境にも影響を与える一因となった。

私たちは、現在及び将来において健康で文化的な生活を営むため、環境を良好な状態で保全し、次の世代に引き継いでいかなければならない。

私たち村山市民は、地球市民であるという自覚を持ち、これからも人と自然が共生していけるよう、市民、事業者、市が協働して、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創生について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、及び施策の基本となる事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全と創生は、健全で恵み豊かな環境を慈しみ、はぐくみ、生かしながら、良好な状態で将来の世代に継承できるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全と創生は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として、すべての者の公平な役割分担により推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全と創生に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全と創生に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、事業者及び市民の環境の保全と創生に関する取組を支援していかななければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任及び負担において、公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び資源の循環的な利用を図り、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全と創生に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生を抑制するなど、環境への負荷を低減するよう自ら努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全と創生に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第 7 条 環境の保全と創生に関する施策は、次に掲げる事項を基本的な方針として、総合的か

つ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等が良好な状態に保持され、生活環境が保全されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の状況に応じて適切に保全され、生物の多様性が確保されること。
- (3) 自然環境、歴史的文化的資産等の地域の特性が生かされた景観が保全されること。
- (4) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全と創生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創生に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第 9 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のために必要があると認めるときは、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な規制の措置を講ずるものとする。

(リサイクル等の促進)

第 10 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源のリサイクル及びエネルギーの有効活用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第 11 条 市は、市民及び事業者が環境の保全と創生について理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第 12 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全と創生に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(状況調査)

第 13 条 市は、環境の保全と創生に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(連携)

第 14 条 市は、地球的な規模の環境保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全と創生に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及びその他関係団体と協力して行うように努めるものとする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2. 用語集

数字

3 R : **Reduce** (リデュース=廃棄物を出さない)、**Reuse** (リユース=再使用する)、**Recycle** (リサイクル=再資源化する) の略称。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。

アルファベット

BOD : 生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が小さいときれいな川といえる。一般に魚が棲める目安は 5 mg/l 以下といわれる。

COD : 化学的酸素要求量。湖沼や海域などの停滞性の水域ではBODを正しく測定できないことがあるためCODで評価する。CODとBODの間には相関関係があり、BODはCODの約0.5~0.6倍程度になることがわかっている。

pH : 水素イオン濃度。酸性、アルカリ性の度合いを表す指数。7.0が中性でこれより小さいと酸性、大きいとアルカリ性である。

あ行

エコドライブ : エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策。

オオムラサキ : 国蝶。雑木林を代表する50~55mmほどの蝶で、オスの翅の表面は光沢のある青紫色で美しい。メスはオスより一回り大きい。翅に青紫色の光沢はなく、こげ茶色をしている。

か行

環境基準 : 環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として位置付けられているもの。終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。

光化学オキシダント : 大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称であり、濃度が高くなると、目のどにかゆみや痛みを感じさせる場合がある。

環境マネジメントシステム : 組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、その取り組みを具体的に実行するための体制や計画、手続き、仕組みなどを環境マネジメントシステムという。環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001等がある。

さ行

水洗化人口 : 公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽で生活排水を処理している人口。

水洗化率 : 処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。

生活排水処理率 : 総人口に対する生活雑排水を処理している人口の割合。

た行

デンジソウ：湿地や湿田に生育する多年生のシダ植物。以前は水田雑草として厄介者であったが、激減してしまった代表的な水草。

トガクシショウマ：日本特産のメギ科に属する 1 属 1 種の学術上貴重な植物で、絶滅の危険が増大している種である絶滅危惧種Ⅱ類（VU）に指定されている。

は行

バイオマス：木材などの化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。

ヒシモドキ：やや富栄養化した低地の池沼に生息する一年草。低地のため池にヒシとともに生育するが、ヒシやヨシ、キショウブなどの抽水植物に圧迫されている。

ヒメサユリ：かつては低山から高山まで日当たりの良い草原などに普通に見られたが、園芸用の採取、草地開発、森林伐採などで自生地が失われ、限られた場所に生息している。

普及人口：公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽が整備されている人口。

フードマイレージ：輸入食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。フードマイレージが高い国ほど、環境に対して大きな負荷を与えていると推測することができ、日本は、ドイツ、フランスの 3～4 倍、アメリカの約 7 倍。

ら行

レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのこと。単に「レッドデータブック」と言うと、全国レベルで評価した環境省によるものを指す。より実情に合わせるために県が独自に調査した「レッドデータブックやまがた」も発行されている。

第2次村山市環境基本計画

発行：平成30年3月

編集：村山市市民環境課

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号

TEL 0237(55)2111 FAX 0237(55)6443

E-mail shimin@city.murayama.lg.jp
